農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和５年９月

熊　谷　市

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標----------１

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標----------４

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標----------１８

第４　第２及び第３に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項----------１８

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項----------１９

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項----------２１
１　農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項----------２１
２　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項----------２１
３　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項----------２２
４　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項----------２５
５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項----------２５
６　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項----------２５
７　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項----------２６

第７　その他----------２６

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　熊谷市は、埼玉県北部、都心から６０ｋｍ圏に位置し、市の南部を荒川が、及び北部を利根川が流れ、肥沃で平坦な田園地帯を形成しているが、南部は江南台地、比企丘陵の北縁を占め、台地部と丘陵部を開析した谷津田地帯と斜面地の畑地帯を形成している。

これらの立地条件を活かして、米麦、露地野菜を主体とする農業生産が展開されてきたが、一部農家では経営の発展を図るため施設園芸や果樹類の導入が行なわれている。

今後は、このような施設園芸等の高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入し地域として産地化を図ることとする。

また、耕種農家を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家や畜産農家との間で労働力の提供、農用地の貸借等において役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

併せて、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

２　熊谷市の農業構造については、首都圏に位置することや昭和４０年代からの工場進出等において兼業化が進み、恒常的勤務による副業的農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大志向農家への農用地の権利移動はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって副業的農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農用地の権利移動が進む傾向が高まっている。

３　熊谷市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね１０年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、熊谷市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり５６０万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

４　熊谷市は、将来の熊谷市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、熊谷市は、くまがや農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、熊谷市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、埼玉県大里農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、熊谷市担い手育成協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。

また、地域計画の作成・更新を通じた地域の話合い等により、農用地の集積や集約を図る。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の熊谷市担い手育成協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権設定等を進める。また、地域の実情に応じて、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等の積極的な活用を図る。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、農作業における受託標準料金については熊谷市受託農業経営事業運営協議会と緊密に連携し、適正な料金設定を図る。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入

を推進する。
　また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。
　さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。
　なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととし、多様な規模や生産方法による農業形態の維持、発展に努める。
　特に法第１２条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、熊谷市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。
５　熊谷市は、熊谷市担い手育成協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けつつ行う。
　特に、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者やＪＡ全農さいたま園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。
　なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。
６　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する目標
⑴　新規就農の現状
　熊谷市の令和４年の新規就農者は５人であり、過去５年間で７５人の増

加となっているが、従来からの基幹作物である米、麦、野菜の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

⑵　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

⑴に掲げる状況を踏まえ、熊谷市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標３３０人を踏まえ、熊谷市においては年間１８人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を１０年間で２６法人増加させる。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

熊谷市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり１８００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標５割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２５０万円程度）を目標とする。

⑶　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた熊谷市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農林振興センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に熊谷市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、熊谷市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個別経営体］

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀単一 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲１０ha 小麦　８ha 大麦　１ha 大豆　３ha ＜経営面積＞ １３ha	＜資本装備＞ 大型機械化一貫体系 ﾄﾗｸﾀｰ（50ps、30ps）各１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ（自脱、汎用）各１台 乗用田植機（8条）　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 育苗ﾊｳｽ　１棟 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系、作業受託 ・麦類は期間借地等 ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・遊休農地等の借受けによる規模拡大	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀＋露地野菜① 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　５ha 小麦　８ha 秋冬ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ １．５ha 春ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ ０．５ha （ｽｲｰﾄｺｰﾝ） ＜経営面積＞ １０ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ（38ps、30ps）各１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ（自脱）　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 育苗ﾊｳｽ　１棟 作業場　１棟 移植機　１台 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地等 ・大型機械は共同利用する ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰは他品目栽培による長期収穫 ・遊休農地等の借受けによる規模拡大	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
主穀＋露地野菜② 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　５ha 小麦　８ha ねぎ　１ha （ﾆﾝｼﾞﾝ） ＜経営面積＞ ９ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ（38ps、30ps）各１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ（自脱）　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 ﾈｷﾞ皮むき機　１台 作業場　１棟 移植機　１台 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地等 ・大型機械は共同利用する ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・遊休農地等の借受けによる規模拡大	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀＋露地野菜③ 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　　５ha 小麦　　８ha 葉物類 １．２ha ＜経営面積＞ ９．２ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ（38ps、30ps）各１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ（自脱）　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 作業場　１棟 ｼｰﾀﾞｰﾏﾙﾁｬｰ　１台 予冷庫　等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地等 ・大型機械は共同利用する ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・遊休農地等の借受けによる規模拡大	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
主穀＋露地野菜④ 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　　５ha 小麦　　８ha なす０．２ha ＜経営面積＞ ８ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ（38ps、30ps）各１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ（自脱）　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 育苗ハウス　１棟 作業場　１棟 移植機　１台 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地 ・大型機械は共同利用する ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・遊休農地等の借受けによる規模拡大	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀＋露地野菜⑤ 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　　５ha 小麦　　８ha ｷｬﾍﾞﾂ １．８ha ＜経営面積＞ ９．８ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ（38ps、30ps）各１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ（自脱）　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 作業場　１棟 育苗ﾊｳｽ　１棟 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地等 ・大型機械は共同利用する ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・遊休農地等の借受けによる規模拡大	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地野菜① （やまといも） 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ ﾔﾏﾄｲﾓ　３ha ＜経営面積＞ ３ha	＜資本装備＞ 予冷庫　１式 ﾄﾗｸﾀｰ（50ps.30ps）各１台 ﾗｲﾑｿﾜｰ　１台 真空ﾊﾟｯｸ機　１台 作業場　１棟 ﾔﾏﾄｲﾓ定植機　１台 等 ＜その他＞ ・機械化作業体系 ・冷蔵庫利用による周年出荷 ・堆肥、緑肥作物による土づくり	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜② 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ ﾈｷﾞ ﾆﾝｼﾞﾝ ｺｶﾌﾞ ３ha ＜経営面積＞ ３ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ（50ps.30ps）各１台 ﾗｲﾑｿﾜｰ　１台 ｼｰﾀﾞｰﾏﾙﾁｬ　１台 ﾈｷﾞ定植機　１台 ﾈｷﾞ皮むき機　１台 ﾆﾝｼﾞﾝ洗い機.選別機各１台等 ＜その他＞ ・水田と畑を利用した輪作体系 ・ﾈｷﾞ、ﾆﾝｼﾞﾝは機械化作業体系 ・堆肥、緑肥作物による土づくり	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地野菜③ 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ ﾔﾏﾄｲﾓ ﾈｷﾞ ﾆﾝｼﾞﾝ ３ha ＜経営面積＞ ３ha	＜資本装備＞ 予冷庫　１式 ﾄﾗｸﾀｰ　（50.30ps）各１台 真空ﾊﾟｯｸ機　１台 ﾈｷﾞ定植機　１台 ﾈｷﾞ皮むき機　１台 ﾆﾝｼﾞﾝ洗い機、選別機　１台等 ＜その他＞ ・野菜類と緑肥作物による輪作体系 ・機械化による作業の省力化 ・畑灌水設備の利用	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　１ha 小麦　２ha 促成ﾄﾏﾄ 3,000㎡ 抑制ｷｭｳﾘ 3,000㎡ ＜経営面積＞ ２．３ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ　(30ps)　１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ　(自脱)　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 作業場　１棟 温室　１棟 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・大型機械は共同利用する ・施設は複合環境制御装置 ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
施設野菜＋主穀① 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　３ha 小麦　５ha 促成ｷｭｳﾘ 3,000㎡ 抑制ｷｭｳﾘ 3,000㎡ ＜経営面積＞ ５．３ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ　(30ps)　２台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ　(自脱)　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 温室　１棟 作業場　１棟 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・大型機械は共同利用する ・麦類は期間借地等 ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・施設は複合環境制御装置	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜＋主穀② 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　２ha 小麦　３ha 促成ﾄﾏﾄ 3,000㎡ ＜経営面積＞ ３．３ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ　（30ps）　１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ　（自脱）　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 作業場　１棟 温室　１棟 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地 ・大型機械は共同利用する ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
施設野菜＋主穀③ 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　４ha 小麦　５ha いちご 2,000㎡ ＜経営面積＞ ５．２ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ　（30ps）　１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ　（自脱）　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 ハウス　１棟 作業場　１棟 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地等 ・大型機械は共同利用する ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・施設は複合環境制御装置	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 基幹従事者２人	＜飼育頭数等＞ 乳牛　３５頭 飼料作物 ｲﾀﾘｱﾝｸﾞﾗｽ ５ha ﾄｳﾓﾛｺｼ ２．５ha ｿﾙｶﾞﾑ ２．５ha ＜経営規模＞ 経産牛 ３５頭 飼料作付地 ５ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ　（70ps）　１台 ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ　１台 ｺｰﾝﾊｰﾍﾞｽﾄ　１台 牛舎　１棟 自動給餌機　１台 ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ　ﾐﾙｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾗｰ　１式 堆肥舎　１棟 堆肥発酵装置　１式 等 ＜その他＞ ・受精卵移植技術の活用 ・酪農ヘルパーの活用	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用による飼養管理 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止
肉用牛	＜飼育頭数等＞ 肥育牛 ２００頭 ＜経営規模＞ 肉用牛 ２００頭 年間出荷頭数 １２０頭	＜資本装備＞ 牛舎　１棟 自動給餌ﾐｷｻｰ　１台 飼料タンク　１式 堆肥舎　１棟 堆肥発酵装置　１式 等 ＜その他＞ ・優良素牛の安定導入 ・飼料給餌はｺﾝﾌﾟﾘｰﾄﾌｨｰﾄﾞ方式	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用による飼養管理 ・牛群管理による ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚 基幹従事者２人	＜飼育頭数等＞ 種雌豚 １００頭 年間出荷頭数 2,000頭 ＜経営規模＞ 豚　1,000頭	＜資本装備＞ 分娩豚舎　１棟 群豚舎、雄豚舎　１棟 子豚舎、肉豚舎　１棟 自動給餌機　１式 消毒装置　１式 堆肥発酵装置　１式 等 ＜その他＞ ・肉豚はLWD（LWH）の三元交配豚	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用による飼養管理 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止
養鶏 基幹従事者２人	＜飼育頭数等＞ 採卵鶏常時 ５万羽 ＜経営規模＞ 成鶏５万羽	＜資本装備＞ 育雛舎　１棟 育雛機　１式 育成舎　２棟 自動給餌機　１式 成鶏舎　２棟 除糞機　１式 鶏糞発酵乾燥機　１式 等 ＜その他＞ ・雛は初生雛で導入 ・鶏卵はｺﾝﾃﾅによる出荷を主に	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用による飼養管理 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
洋ラン 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ ｼﾝﾋﾞｼﾞｭｳﾑ 1,000㎡ ﾌｧﾚﾉﾌﾟｼｽ 1,000㎡ ＜経営面積＞ 温室 2,000㎡	＜資本装備＞ 鉄骨ｱｸﾘﾙ温室　2,000㎡ 多目的細霧ｼｽﾃﾑ　2,000㎡ 作業所　１棟 運搬機　２台 除湿機 等 ＜その他＞ ・施設複合環境制御 ・ﾊﾟｿｺﾝなどの活用 ・生産は周年栽培 ・量販店、専門店等と連携した販路の拡大と有利販売	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用による経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保
鉢物 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ ﾗﾍﾞﾝﾀﾞｰ等 ﾊｰﾌﾞ苗 2,000㎡ ﾊﾟﾝｼﾞｰ 1,500㎡ ﾆﾁﾆﾁｿｳ 1,000㎡ ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ 500㎡ ＜経営面積＞ 畑　０．５ha 温室 2,000㎡	＜資本装備＞ 鉄骨ｱｸﾘﾙ温室　2,000㎡ ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ　2,500㎡ 作業所　１棟 運搬機　１台 灌水施設 暖房機 ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞ、ｸﾗｯｼｬｰ 等 ＜その他＞ ・鉢物は底面給水 ・ﾊﾟｿｺﾝなどの活用 ・量販店、専門店等と連携した販路の拡大と有利販売	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用による経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢苗物 基幹従事者２人	＜作付面積等＞ 水稲　３ha 小麦　５ha ﾊﾎﾞﾀﾝ 1,000㎡ ﾊﾟﾝｼﾞｰ 1,500㎡ ﾍﾟﾁｭﾆｱ 500㎡ ﾆﾁﾆﾁｿｳ 1,000㎡ ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ 500㎡ 野菜苗 500㎡ ＜経営面積＞ 5.5ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ　(30ps)　１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ　(自脱)　１台 乗用田植機　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　１台 乗用管理機　１台 ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ　2,500㎡ 作業場　１棟 等 ＜その他＞ ・鉢物は底面給水 ・ﾊﾟｿｺﾝなどの活用 ・量販店、専門店等と連携した販路の拡大と有利販売 ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地等 ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用による経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保
果樹・主穀複合 基幹従事者２名	＜作付面積等＞ 栗　0.7ha キウイフルーツ 0.3ha ブルーベリー 0.2ha 水稲　2.0ha 小麦　3.0ha 大豆　1.5ha ＜経営規模＞ 水田　3.0 ha 畑　1.2 ha	＜資本装備＞ ﾄﾗｸﾀｰ（50ps,30ps）各１台 田植機乗用型（6条）　１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ　（自脱4条）　１台 動力噴霧器　１台 乗用管理機　１台 ﾄﾗｯｸ　軽　1台 ＜経営条件＞ ・果樹は直売、販売とする	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る・青色申告の実施・パソコンを活用し商品管理や経営管理を行い、経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力を確保し過重労働を防止する

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
しいたけ	＜作付面積等＞ しいたけ 1年ほだ木 20,000本 2年ほだ木 19,000本 3年ほだ木 17,000本 （4年ほだ木 1,600本） ＜経営規模＞ 植菌本数 20,000本 用役ほだ木 保育本数 57,000本	＜資本装備＞ ﾌﾚｰﾑ　3棟500㎡ （1,500㎡） 作業場兼倉庫　1棟100㎡ ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ等機械一式 保冷庫 ＜経営条件＞ ・動力運搬車の乗り入れが可能。 ・しいたけの品種は、冬だし系40%、夏だし系60%を使用 ・ほだ木残存率は、2年次95%、3年次80%、4年次20% ・冬期暖房の燃料に廃ほだ木を利用し、コストダウン。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力を確保し過重労働を防止する

［組織経営体］

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀＋露地野菜 組織法人経営	＜作付面積等＞ 水稲　３５ha 小麦　４０ha 大麦　１０ha ねぎ　　５ha ＜経営面積＞ ５５ha	＜資本装備＞ 大型機械化一貫体系 ﾄﾗｸﾀｰ(80ps、50ps）各１台 ｺﾝﾊﾞｲﾝ（自脱６条）　２台 高速田植機（８条）　１台 ﾄﾞﾘﾙｼｰﾀﾞｰ　(13条）　２台 乗用管理機　２台 育苗ﾊｳｽ　１棟 作業場　１棟 ﾈｷﾞ定植機　１台 ﾈｷﾞ皮むき機　１台 ﾈｷﾞ収穫機　１台 等 ＜その他＞ ・米麦２毛作体系 ・麦類は期間借地等 ・ほ場区画は１区画30ａの汎用水田 ・他品種導入による収穫期間の拡大 ・遊休農地等の借受けによる規模拡大	・組織経営体の法人化 ・ＧＡＰ手法による生産工程管理の導入	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・従業員、雇用者の社会保険加入

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１の６に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２５０万円程度を目標とする。

第４　第２及び第３に掲げる事項のほか､農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や 経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業協同組合、農業委員会、農林振興センター等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、 先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、 認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、熊谷市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者､他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２　本市が主体的に行う取組

本市は､新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業協同組合、農業委員会、農林振興センターなど関係機関と連携して､就農等希望者に対する情報提供､住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、熊谷市が主体となって、都道府県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3　関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①　県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②　個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合、農業委員会、農林振興センター等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する

目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

また、本市において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努める。中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

○　効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

シェアの目標	備　　考
５６％	

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

⑴　農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

熊谷市の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

⑵　今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農用地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農用地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

①　先進的技術の導入を含む生産方式の改善や経営の合理化などの経営方策の指導及び研修事業

②　農業制度資金利活用相談事業

③　集落営農組織を対象とした法人化研修事業

④　放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組

⑶　関係団体等との連携体制

熊谷市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担

い手への面的集積を促進するため、地域計画の策定を通じ、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

熊谷市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、熊谷市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

熊谷市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①　農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業
②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
④　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑤　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成･確保を促進する事業
⑥　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、熊谷市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

⑴　熊谷市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社と業務委託契約を締結し、同公社が行う農地中間管理事業の促進を図る。併せて農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進を図る。

⑵　熊谷市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

２　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては広く周知を図る。参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、県、市その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反

映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業政策課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に 基づいて賃借権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

⑴　農用地利用改善事業の実施の促進

熊谷市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

⑵　区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

⑶　農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、⑵に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

⑷　農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ　農用地利用改善事業の実施区域

ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

⑸　農用地利用規程の認定

①　⑵に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第６号の認定申請書を熊谷市に提出して、農用地利用規程について熊谷市の認定を受けることができる。

②　熊谷市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　⑷の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　熊谷市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を熊谷市の掲示板への提示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

⑹　特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　⑸の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、⑷の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の賃借権等の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　熊谷市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について⑸の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が

⑸の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、⑸の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が⑵に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について賃借権等の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑺　農用地利用改善団体の勧奨等

①　⑸の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に賃借権等の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

⑻　農用地利用改善事業の指導、援助

①　熊谷市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②　熊谷市は、⑸の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）等の指導、助言を求めてきたときは、熊谷市担い手育成協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

⑴　農作業の受委託の促進

熊谷市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには賃借権等の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

⑵　農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

熊谷市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第１の６の⑵に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

⑴　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア　受け入れ環境の整備

青年農業者等育成センターや農林振興センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農者に対し、市内での就農に向けた情報（研修等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連

携して、高校や大学等からのインターンシップの受け入れを行う。

イ　中期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

⑵　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア　農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

熊谷市が主体となって埼玉県農業大学校や農林振興センター、農業委員、農業協同組合等と連携・協力して指導を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ　就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、熊谷市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、農業協同組合等と連携・協力して農協農産物直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ　経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供、さらに農業者が主体的に価格設定をできるような出荷・流通・消費の仕組みの創出などにより、きめ細やかな支援を実施する。

7　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

⑴　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

熊谷市は、１から５までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　熊谷市は、県営圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利用促進や地域農業の効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ　熊谷市は、経営構造対策事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ　熊谷市は、経営所得安定対策等の取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このため、各地区で行っているブロックローテーションによる転作等地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ　熊谷市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ　熊谷市は、圃場整備事業後、相当の年数が経過し老朽化した揚水機、用排水路、用水パイプなどについて、農業生産基盤として維持継続するため、

関係機関と連携し、計画的な更新ができるよう支援する。

カ　熊谷市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

⑵　推進体制等

①　事業推進体制等

熊谷市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第５で掲げた目標や第２、第３の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②　農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、熊谷市担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、熊谷市は、このような協力の推進に配慮する。

第７　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

１　この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。

附　則

１　この基本構想は、令和４年２月７日から施行する。

附　則

１　この基本構想は、令和５年９月２９日から施行する。

２　利用権設定等促進事業については、令和７年３月３１日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお、従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。